

青色申告特別控除の

(65万円→55万円)

改正について

☆平成32年分の所得税の申告から適用されます。(平成30年度税制改正)

【改正内容】

取引を正規の簿記の原則により記帳している方が適用を受けることができる青色申告特別控除の控除額が**65万円**から**55万円**に**引き下げられます**。

但し、**e-Tax**を利用して**提出期限までに**所得税の申告書、貸借対照表及び損益計算書を**提出**することで、従来通り**65万円の控除**を受けられます。

簡単に言うと!!



マイナンバーカードを取得し、e-Taxで申告すれば65万円控除が可能です!!